

議案第九十六号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年十月三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第一号中「共同住宅」の下に「又は老人ホーム等（法第五十二条第三項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ。）」を加え、「ホ」を「へ」に改め、同項第二号中「共同住宅」の下に「又は老人ホーム等」を加え、「ホ」を「へ」に改め、同項第三号中「ホ」を「へ」に、「令第二条第三項各号」を「同条第三項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第二百五十五号）の施行による建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部改正に伴い、既存建築物の増改築が認められる要件を追加するため、本案を提出いたします。